**滑川町移動スーパー導入促進事業**

**補助金申請の手引き**

**令和５年１２月**

**滑　川　町**

**１　事業の目的・概要**

移動が困難な高齢者、障害者、子育て世代等に対し、買物の機会や住民同士の交流機会を増やす手段として、町内に生活必需品等の移動販売車を定期的に巡回させ、町民の生活の利便性を確保するとともに、高齢者等の見守り活動を目的とする。

**２　用語の定義**

　　この事業において使用する用語の定義は次のとおりです。

　移動スーパー　日用生活物資を移動しながら販売すること（特定の販売品目

のみの販売、車内で調理加工した食品等を販売する移動販

売、特定世帯及び施設に訪問しての移動販売並びに商品のみ

を配達するものを除く。）をいう。

移動販売　　　あらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、移動しながら販

売することをいう。

移動販売車　　固定コンテナ等商品の収納及び販売のための設備を有する車

両をいう。

**３　申請の要件**

**⑴　対象者**

　　補助金の対象となる方は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方とします。

　　（ア）　補助金の交付の申請をする日の属する年度の４月１日現在で、町内に住所を有する個人事業主若しくは町内に店舗を有する法人又はそれらと連携して移動スーパーを行う者であること。

　　（イ）　町内の任意の地域において、週３回以上定期的に移動スーパーを巡回させること。

（ウ）　補助金の交付の決定を受けた日から起算して５年以上継続して移動スーパーを行う意思を有すること。

（エ）　滑川町と支え合いによる地域づくり等に関する連携協定を締結していること。

（オ）　滑川町商工会に加入している法人又は個人事業主であること。

（カ）　町税等を滞納していないこと。

（キ）　法令及び公序良俗に反していないこと。

**⑵　対象経費及び補助金の額**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 |
| 移動販売車の取得費 | 補助対象経費の1/2以内、50万円を限度とし、１車体について１回限りとする。 |
| 移動販売車の改造費 | 補助対象経費の1/2以内、50万円を限度とし、１車体について１回限りとする。 |

* 当該補助金の趣旨と同様の買物支援に係る国及び地方公共団体の補助の対象となった経費は除外する。
* 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

**４　申請の方法等**

**⑴　申請書・必要書類等**

　　申請書や申請に必要な様式等は、滑川町のホームページからダウンロードできるほか、産業振興課窓口で入手できます。必要事項を記入の上、申請してください。

　　なお、申請時に必要な書類は以下のとおりです。

　　（ア）　滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付申請書

　　（イ）　事業計画書（様式第２号）

　　（ウ）　収支計画書（様式第３号）

　　（エ）　補助対象経費が確認できる書類（見積書等）

　　（オ）　誓約書（様式第４号）

　　（カ）　その他町長が必要と認める書類

　　　　　　※審査時、上記以外の書類を求めることがあります。

**⑵　申請方法**

　　申請は、次の窓口に申請書を持参または郵送で提出してください。

　　　【申請先】

　　　　〒355-0803

　　　　　埼玉県比企郡滑川町大字福田７５０－１

　　　　　滑川町役場　産業振興課　農林商工担当

　　　　　電話番号：０４９３－５６－６９０６

**⑶　補助金交付までの流れ**

　申請から補助金交付までの大まかな流れは以下のとおりです。

５　その他

　⑴　予算の範囲内で補助金を交付しますので、申請をご検討の方は、必ず事前に滑川町役場産業振興課までご相談ください。

　⑵　移動販売に係る法令等を事前にご確認いただき、必要な手続きを必ず行ってください。

　　※関係法令・手続き例：食品衛生法関係（営業届出及び食品衛生責任者等）、道路交通法関係（道路使用許可等）、道路運送車両法（構造変更等）、埼玉県条例・滑川町条例（騒音、排ガス等）

　⑶　補助金の交付決定を受け、当該補助対象経費を執行した際は、速やかに補助金実績報告書を町へ提出してください。

　⑷　移動スーパーとして営業を行う場所については、あらかじめその場所の所有者や管理者と十分に協議し、必要に応じて手続き等を行ってください。また、移動スーパーを実施するにあたり発生した事故やトラブル等については、町は一切の責めを負いません。

　⑸　その他、当該補助金の交付に関しては、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付要綱に基づきます。